

平成29年度厚生労働科学研究費補助金（障害者総合研究事業）
発達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と
支援内容に関する研究

分担研究報告書

外国にルーツをもつ障害のある子どもの実態と支援に関する研究

本研究分担者 高橋 脩（豊田市福祉事業団 理事長）
研究分担者 清水康夫（横浜市総合リハビリテーションセンター 参与）
研究協力者 天久親紀（沖縄県発達障がい者支援センター 臨床心理士）
今出大輔（おかやま発達障害者支援センター 臨床心理士）
大澤多美子（浅田病院、広島市子ども療育センター 精神科医）
金重紅美子（山梨県立こころの発達総合支援センター 主任医長）
神谷真巳（豊田市こども発達センター 臨床心理士）
嘉陽真由美（沖縄県発達障がい者支援センター 社会福祉士）
佐竹宏之（福岡市立東部療育センター センター長）
関 正樹（大湫病院 精神科医）
樋端佑樹（信州大学医学部附属病院子どものこころ診療部 精神科医）
東俣淳子（豊田市こども発達センター 言語聴覚士）
富樫恭平（沖縄県発達障がい者支援センター 臨床心理士）
宮崎千明（福岡市立心身障がい福祉センター センター長）

研究要旨：外国にルーツをもつ障害のある子の実態と今後の支援課題を明らかにするため、3調査（アンケート調査、支援関係者のヒアリング調査、小学校への訪問調査）を行った。生活文化の違いによる支援上の問題、親とのコミュニケーションバリア、発達評価の困難性等が明らかになった。今後の支援課題をまとめ、提言を行った。

発達障害者支援法が2004年に成立してから10年余り、新たな時代のニーズを受けて2016年に発達障害者支援法が改正された。幼児期における障害の発見から成人期の就業・生活支援に至るまで、多様なニーズに対応したライフステージに沿った地域での支援体制の整備が求められる。

時代の変化がもたらした新たな支援対象の1つに「外国にルーツをもつ障害のある子ども」（以下、「外国にルーツをもつ障害児」）がある。わが国の国際化に伴い日本で暮らす外国人は増加している。それに伴い、「外国にルーツをもつ障害児」も増加していると考えられるが、その実態はいまだ不明のままである。今回、発達障害を中心に「外国にルーツをもつ障害児」の支援に関する実態調査等を実施し、現状の把握と今後の支援のあり方について検討したので報告する。

A. 研究目的

「外国にルーツをもつ障害児」の支援実態を把握し、今後の支援のあり方を明らかにすること。

B. 研究方法

実態がほとんど把握されていない「外国にルーツをもつ障害児」の支援の現状を把握するために、昨年度に本研究班で高橋 脩が豊田市において実施した外国人児童の調査⁽¹⁾に加え、今年度は下記の3調査を実施した（「外国にルーツをもつ障害児」のアンケート調査、「外国にルーツをもつ障害児」支援関係者を対象としたヒアリング調査、「外国にルーツをもつ障害児」が在籍する小学校への訪問調査）。以下、各調査方法の概要を記す。

1. 「外国にルーツをもつ障害児」のアンケート調査

本研究班の研究分担者及び研究協力者の協力を得て、所定のアンケート調査票（資料1参照）に基づき「外国にルーツをもつ障害児」の支援に関する実態調査を実施した。方法は下記の通りであった。

(1) 対象

本調査における「外国にルーツをもつ障害児」とは、父母（養育をしている義親含む）の両方、またはそのどちらかが外国籍で、下記(2)に該当する障害のある子ども（疑いのある子も含む）とした。

(2) 対象障害

発達障害（発達障害者支援法による）と知的障害とし、疑いのある子どもも含めることとした。

障害名については、自閉スペクトラム症には、自閉症、広汎性発達障害、特定不能の広汎性発達障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム障害と診断されている子どもも

含めた。また、注意欠如・多動症には、注意欠陥・多動性障害、ADHD、多動症候群と診断されている子ども、限局性学習症には学習障害、LDと診断されている子どもも、それぞれ含めた。

(3) 調査項目

下記の7項目について調査を実施した（いずれも、2017年10月1日現在で調査）。

①利用又は通所（保育所）している子ども、②障害のある子ども、③障害名、④「外国にルーツをもつ障害児」の親の国籍（地域を含む）、⑤「外国にルーツをもつ障害児」及び家族への支援上の配慮、⑥「外国にルーツをもつ障害児」及び家族への支援等で困っていること、⑦「外国にルーツをもつ障害児」及び家族への支援に関する行政（市区町村、都道府県、国）への要望

(4) 調査の対象とした事業所等

指定障害児通所支援事業所に含まれる児童発達支援センター（医療型含む）、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所（以下、児童発達支援事業所）、放課後等デイサービス事業所、及び保育所・認定こども園、その他であった。

(5) その他

調査の実施については、本研究班のメンバー（研究代表者、研究分担者、研究協力者）の協力を得た。2017年10月から12月の間に、各メンバー等が、それぞれの研究対象自治体及び近隣の自治体で、「外国にルーツをもつ障害児」が在籍している上記事業所等を訪問し所定のアンケート調査票に従い面接調査を実施した（一部は、郵送回収調査法での調査も含まれている）。

2. 「外国にルーツをもつ障害児」支援関係者を対象としたヒアリング調査

「外国にルーツをもつ障害児」の実態を具

体的に把握するため、実際に精力的に支援を行っている関係者を対象に面接調査を実施した。

(1) 対象

NPO法人 国際社会貢献センター（東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル23階）の柴崎敏男ブラジル教育支援プロジェクトスタッフと森 和重中南米コーディネーター、NPO法人 トルシーダ（愛知県豊田市保見ヶ丘5-1-1 141棟1F UR 保見ヶ丘第二集会所）の伊東浄江代表であった。

なお、NPO法人 国際社会貢献センターは、日系ブラジル人の子どもと家族を主たる対象に、全国の外国人集住都市を中心に、外国にルーツをもつ子どもの支援を精力的に行っている。

また、NPO法人 トルシーダは、豊田市において、外国籍の青少年・住民に、日本での生活を支援する活動を行い、日本語教育を通じて外国籍住民と日本人住民との相互理解を促すファシリテーターとしての役割を果たしている。

(2) 調査内容

わが国の小中学校における外国にルーツをもつ子ども（障害児を含む）の実態、外国人を対象とした託児所や外国人学校における発達障害が疑われる子どもの問題、暮らしや生活習慣の違いに起因する社会適応上の諸問題、通訳者の専門性、発達障害の発見と評価の困難性等であった。

(3) その他

調査は、高橋 脩、神谷真巳の両名が行い、実施場所は両名が勤務する豊田市こども発達センター、実施日時は2018年1月午後1時30分から午後4時であった。

3. 「外国にルーツをもつ障害児」が在籍する小学校への訪問調査

小学校における「外国にルーツをもつ障害児」の実態を調査するために、外国人児童の割合が高い小学校の訪問面接調査を行った。

(1) 対象

わが国で最も外国にルーツをもつ児童の割合が高い小学校の1つ豊田市立西保見小学校（愛知県豊田市保見ヶ丘2-185）を対象とした。面接調査は主として同校の平吹洋子校長を対象に行った。

(2) 調査内容

外国にルーツをもつ子ども（障害児を含む）と家族の現状、学校教育の現状と課題等についてであった。

(3) その他

調査は、高橋 脩、神谷真巳の両名が行い、実施日時は2017年10月20日午前10時から12時であった。

(倫理面への配慮)

本研究の実施にあたっては豊田市福祉事業団研究倫理審査委員会の承認（承認番号102号）を得た。

C. 研究結果

1. 「外国にルーツをもつ障害児」のアンケート調査

(1) 調査対象

調査を実施した事業所等のある基礎自治体は12市区（政令市3市、中核市1市、特別区1区、一般市7市）であった。内訳は、東京都港区、神奈川県横浜市、山梨県甲州市、長野県上田市、長野県飯田市、愛知県豊田市、岐阜県可児市、岡山県総社市、広島県広島市、福岡県福岡市、沖縄県沖縄市、沖縄県宜野湾市であった。うち、4市（下線）は外国人集

住都市会議の会員都市、岐阜県可児市は元会員都市であり、両者を合わせると全自治体の42%にあたる。

なお、北海道函館市、福島県いわき市、福岡県糸島市、宮崎県宮崎市の3市については、該当事業所等を認めなかった。

(2) 事業所等

調査を実施した事業所等は31か所であった。内訳は、乳幼児を対象とする通所支援事業所である児童発達支援センターと児童発達支援事業所が合わせて14か所(45.1%)、次いで、放課後等デイサービス事業所8か所(25.8%)、保育園・認定こども園7か所(22.6%)、その他2か所(6.5%)であった。その他には注に記したように57か所の保育所が含まれている(表1)。

表1 事業所等

事業所等	箇所数 N= 31 (%)
児童発達支援センター	9 (29.0)
放課後等デイサービス事業所	8 (25.8)
保育所・認定こども園	7 (22.6)
児童発達支援事業所	5 (16.1)
その他	2 (6.5)

注：児童発達支援センターには、医療型センター3か所が含まれている。その他は、市保育課、市福祉事務所である。それぞれ、市内保育所30施設、27施設を、異なった方法(郵送法)で調査していたが、結果の集計に含めた。

事業所等の設置主体は、公立(運営は民間委託含む)10か所、社会福祉事業団4か所、民間社会福祉法人4か所、NPO法人5か所、株式会社・合同会社5か所であった。

(3) 対象児

「外国にルーツをもつ障害児」は115人であった。

性別は男86人、女29人、性比は3:1と男性優位であった。年齢は、幼児、学童、中学

生以上の順に多かった(表2)。

表2 年齢

区分	人数 N= 115 (%)
幼児	63 (54.8)
学童	34 (29.6)
中学生以上	16 (13.9)
不明	2 (1.7)

(4) 「外国にルーツをもつ障害児」の割合

事業所等の障害児総数は1,115人であり、そのうち「外国にルーツをもつ障害児」は90人、総数の8.1%であった。ただし、調査対象は、障害児総数不記載の6事業所等を除く25事業所等に限定した。

(5) 対象児の主障害

自閉スペクトラム症が62.6%、知的障害が25.2%、合わせて87.8%であり、2障害で約9割を占めていた。自閉スペクトラム症には、知的障害を併存している事例も多く含まれていた。

その他は、脳性麻痺、その他の神経疾患に起因する障害が含まれていた(表3)。

表3 主障害

障害	人数 N= 115 (%)
自閉スペクトラム症	72 (62.6)
知的障害	29 (25.2)
注意欠如・多動症	5 (4.3)
限局性学習症	1 (0.9)
その他	8 (7.0)

(6) 事業所等の「外国にルーツをもつ障害児」の人数

事業所等を利用する「外国にルーツをもつ障害児」の人数は、1人が約半数、4人以下が9割であった(表4)。しかしながら、豊田市の2つの放課後等デイサービス事業所では、12人、23人と多く、いずれも利用児がす

べて「外国にルーツをもつ障害児」であった。また、可児市の児童発達支援事業所でも15人と多くの「外国にルーツをもつ障害児」が通っていた。

表4 事業所等と人数

「外国にルーツをもつ障害児」の人数	事業所等 N=29 (%)
1人	14 (48.3)
2人	5 (17.2)
3人	4 (13.8)
4人	3 (10.3)
5人以上	3 (10.3)

注：事業所等の箇所数は、市保育課と市福祉課を除いたものである。

(7) 親の国籍（地域を含む）

親の国籍は、16か国以上に及んでいた。大多数は、1980年代以降に来日し在留している外国人（以下、ニューカマー）と考えられた。国名では、ブラジルが最も多く、次で中国（中国系を含む）、アメリカ、フィリピン、ネパールの順であった。

その他の国で確認できたのは、ベトナム、トルコ、タイ、ベネズエラ、ボリビア、オーストラリア、アイルランドの7か国、他は上記以外の国籍と考えられたが、国籍は不明であった（表5）。

表5 親の国籍

国籍	人数 (%) N=179	国籍	人数 (%) N=179
ブラジル	93 (52.0)	ネパール	3 (1.7)
中国	21 (11.7)	台湾	3 (1.7)
アメリカ合衆国	10 (5.6)	インドネシア	3 (1.7)
ペルー	9 (5.0)	パキスタン	3 (1.7)
フィリピン	9 (5.0)	その他	25 (14.0)

(8) 父母の国籍

対象児115人の父母の国籍は、父母ともに外国が64組（55.7%）であった。外国と日本は51組（44.3%）であり、うち、父親が外国人は30人、母親が外国人は21人であった。

主養育者である母親の国籍については、外国籍が85人（73.9%）であった。

なお、以上の統計には両親が離婚している事例も含まれている。

(9) 「外国にルーツをもつ障害児」及び家族への支援上の配慮

何らかの配慮を行っている事業所等は23か所（74.2%）、行っていないのは8か所（28.8%）であった。行っていない事業所のうち、4か所では母親が日本人であり、特に配慮は必要がないとのことであった。

以下に具体的な配慮の内容を記す。

①外国人指導員、保育士等の配置

配置していたのは豊田市の4か所（12.9%）であった。放課後等デイサービス事業所の1つでは、外国人の心理士（常勤）、言語聴覚士（週3日勤務）、作業療法士（週1日勤務）を雇用していた。また、他の放課後等デイサービス事業所でも、専門職（職種は不明）を雇用していた。同市の1保育所と1認定こども園では外国人の加配保育士を配置していた。

②通訳者の配置

通訳者を配置していた事業所等は10か所（32.3%）であった。職員として配置していたのは6か所（飯田市1か所、豊田市5か所）であった。飯田市の1保育所では両親が中国人であるため、中国語の通訳者を配置していた。豊田市の1児童発達支援センター、2か所の放課後等デイサービス事業所、1保育園、1認定こども園では、ブラジル人やペルー人を対象にポルトガル語等

の通訳者を配置していた。

他の4か所（飯田市、可児市、総社市）では市役所等が雇用している通訳者を随時活用していた。可児市の1児童発達支援事業所では、通訳者が市役所にいて、事業所に来られない場合にはSkypeも活用していた。これら4か所はすべて公的または公的性格の強い（自治体又は社会福祉協議会）組織によって設置された児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所等であった。

その他、通訳者の配置はないものの、広島市の1児童発達支援センターでは、中国人の母親に障害を説明する折などに、母親の中国人の友人、卒園児の中国人保護者（母親）に依頼していた。

③外国語版の施設案内等の印刷物

外国語版の印刷物を作成している事業所等は5か所（16.1%）であり、内訳は、豊田市4か所、福岡市1か所であった。豊田市の1児童発達支援センターでは、3か国語（ポルトガル語、英語、中国語）、福岡市の1医療型児童発達支援センターでは英語版の「通園のしおり」を作成していた。

④連絡帳等の文書の翻訳

日常的な連絡文書等の翻訳については6か所（19.4%）で行われていた。内訳は、豊田市5か所、可児市1か所であった。可児市立の児童発達支援事業所では、市役所に配置された翻訳担当者に依頼し個別支援計画等の重要書類の翻訳を行っていた。

⑤その他のコミュニケーションの配慮

保護者に対し多くの事業所等で下記のような配慮・工夫を行っていた。

- ・片言の英語と日本語でコミュニケーションを行う、連絡帳はローマ字で書く。
- ・易しい日本語で伝える。

- ・お便りや手紙は平仮名で書く、カタカナで書く、漢字にはルビを打つ。
- ・PCの自動翻訳アプリを活用する（十分には伝わらないが）。
- ・母親とは簡単な日本語でゆっくり話す。写真や実物を見せて説明する。身振りで個別に伝える。
- ・母親と密な情報交換をする。
- ・両親とも外国人だが、母親は日本語が不自由なので、母親より日本語が話せる父親に伝える。
- ・保育士が日本語で書く個別支援計画とその達成報告は曖昧な表現が多く、そのまま英語に翻訳すると保護者に伝わりにくいので、英語で書かれたESDMなどの本の英語表現や巻末の課題リストを利用している。

⑥日常療育、保育、行事の工夫

コミュニケーションと同様に、文化や宗教に関連した配慮・工夫を行っていた。

- ・ハロウィン、イースター、節分等の飾りはしない。
- ・イスラム教徒については、クリスマス会は自由参加
- ・クリスマス会という名称は使わず、「冬のお楽しみ会」としている。
- ・ジェスチャーを多く取り入れている。
- ・懇談や行事等で必要時には通訳の同席

⑦給食への配慮（イスラム教徒、ユダヤ教徒への配慮等）

食文化や宗教に配慮した様々な対応を行っていた。

- ・ブタ（豚肉、ブタ肉エキス、ゼラチンが含まれているもの）を使わない。
- ・おやつや材料の配慮（豚肉由来の原料）
- ・イスラム教徒のため、弁当をお願いする。
- ・ベジタリアンへは、配慮をする（事前に

話し合う)。

- ・偏食があるため、個別に対応している。
 - ・肉の除去
- ⑧その他の配慮
- ・文化の違いで、障害についての理解が異なることを念頭に支援する。
 - ・宗教上の理由で、水泳では母は肌を隠す必要があることに配慮（本国から水着を取り寄せてもらった）。
 - ・いろいろな言語の図鑑を置いている。
 - ・同じ施設内の診療所を受診するときは通訳が同席する。
 - ・日本の公共サービスがあまりよくわかっていないので、時間をかけて説明する。
 - ・行事の持ち物が分かっていないことも多いので、個別に話す。
 - ・母親が孤立しがちになるので、園長や担任が積極的に声掛けをしている。
 - ・個人懇談の時間を長くとる。
 - ・支援計画をシンプルにしている。
 - ・ファミリーデーや土曜日のイベント（夕涼み会、運動会）で、外国人のお父さんも参加してもらえるよう、日本人のお母さんを通して呼びかける。
 - ・中国人の子どもも多いので音楽会などでも中国語でアナウンスしたりしている（その効果か、子どもたちも自然に日本語と中国語も使うなど交流も生まれている）。
 - ・発達検査では、母親に母国語に翻訳してもらい、簡単な英語を使う、保育園で日本語を使っている子には日本語で検査を行う（結果は参考値にとどめている）。
 - ・何語をベースにするか？家庭内での使用語、長く日本で生活する計画があるか、里帰りをするか、保育園や幼稚園に通っているかなどを勘案して、日本語で全部

通すか、父母の国の言葉も少し使うかを決めている。家庭から療育まで全部を一つの言語で統一するのは難しいと思う。

(10) 子ども及び家族の支援で困っていること

親とのコミュニケーションと関わりについて多くの悩みが記されていた（表6：問題の詳細については資料2を参照）。

しかしながら、母親が日本人である場合には、支援上の問題は少なかった。また、子ども自身の支援についても大きな問題はないようであった。

表6 支援上の問題

問題	件数 N= 63 (%)
発達及び子育て支援と文化	21 (33.3)
通訳・コミュニケーション	19 (30.2)
制度理解と利用	10 (15.9)
家庭環境・暮らし	4 (6.3)
発達の評価が困難	4 (6.3)
親同士の交流	3 (4.8)
文書が読めず理解できない	2 (3.2)

発達支援や子育て支援に関わる文化の違いに起因すると考えられる問題（生活時間、躰、子育ての方法等）が21件(33.3%)と最も多かった。小学校に行くまで哺乳瓶で飲むという習慣、厳しく躰ける文化などへの支援者の戸惑いが多く記されていた。

次に多かったのは通訳者の確保や質（専門性）、コミュニケーションの問題であり19件(30.2%)であった。文書が読めず理解できない問題と合わせると、コミュニケーション関連の問題も21件認められた。通訳者については、障害や日本の社会制度について理解がないと、適切な通訳ができないとの指摘が目された。

次いで、わが国の制度がよく理解できない

ために、暮らしに関係した行政サービスを適切に利用できない問題が10件(15.9%)であり、以下、家庭環境や暮らしに関わる問題（貧困や転居など）、発達評価の困難さ（子どもの発達の問題が言語や生活環境又は発達の障害のいずれに起因するものか、はっきりしないなど）、同じ出身国の親同士での母語による交流に関する問題の順であった。

(11) 行政（市区町村、都道府県、国）への要望

通訳者の配置や派遣に関するものが15件(32.6%)と最も多く、外国人向けの多言語による障害や関連行政サービスに関する文字情報の提供（自閉スペクトラム症に関する外国人向けのパンフレット、日本文化を学ぶための行事に関するQ&A集、外国語の福祉サービスガイドブックなど）、行政サービスの充実と利用の促進（総合的に相談できる窓口の設置、健診への受診を勧めてほしいなど）がそれぞれ11件（23.9%）であった。その他、文化の相互理解、支援における関係者・機関等の連携、同じ出身国の保護者同士が交流できる機会や組織の立ち上げなどであった（表7）。

表7 行政への要望

要望	件数 N= 46 (%)
通訳者	15 (32.6)
多言語による文字情報の提供、文書の翻訳	11 (23.9)
行政サービスの充実と利用の促進	11 (23.9)
文化の相互理解	4 (8.7)
連携	2 (4.3)
自助グループ	2 (4.3)
その他	1 (2.2)

2. 「外国にルーツをもつ障害児」支援関係者を対象としたヒアリング調査

NPO法人 国際社会貢献センターの2人からは、最初に同センターで日系ブラジル人を中心とした外国につながる子どもの支援に取り組み始めた経緯が語られた。

同センターの支援は、2008年のリーマンショック後に失職した保護者とともに準備不足のまま突然ブラジルに帰国せざるを得なくなった子どもたちへの支援から始まった。当初の目的は、日本にいる帰国希望の家族を対象に、ガイダンスセミナー（「子どもの将来を考える懇談会」）を開催し、ブラジルの状況及び帰国後の子どもたちの様子を説明しブラジル帰国前に必要な手続き・教育問題など様々な情報提供とアドバイスをすることであった。アドバイスチームにはサンパウロ市在住の日系心理学者も主要メンバーとして加わり、セミナーでは個別面談も実施していた。

当初はいじめ問題への相談が多かったが、その後は、発達の問題、ことに発達障害が疑われる子どもが注目されるようになり、全国の基礎自治体から選ばれた自治体を対象に特別支援学級に在籍する児童のサンプル調査⁽²⁾が実施された。その結果、日本人児童の在籍率が1～2%であったのに対し、外国人児童では6%を超えていることが明らかになった。

この調査結果に基づき、日本に住む外国につながる子どもの発達障害の問題に取り組み始めたとのことであった。その活動を通じて、以下のような問題が指摘された。

(1) 外国人児童の発達障害は多いか否か、調査が必要である。

外国人児童では、同児童群に占める特別支援学級の在籍児の割合が日本人児童より高いように思われる。正確な調査を行い、その要

因と支援課題を明らかにし、適切な支援計画を立案すべきである。

(2) 正確な発達評価の困難性

子どもの発達支援には、正確な発達・学力の評価が重要であるが、外国人にルーツをもつ子どもの発達の評価は難しい。ことに、日本語及び親の出身国の言語のいずれも不自由(いわゆる、ダブルリミテッド)な子どもの検査と評価は極めて困難である。子どもの発達・学力の評価に重要なコミュニケーションの困難性や異なった文化が評価に及ぼす影響、また通訳者を介した評価の場合には通訳が適正に行われたかの問題など、様々な影響が複雑に関与しているように思われる。当該出身国の研究者とも連携し評価法の研究と開発が必要である。また、バイリンガルな評価者の確保及び養成も必要である。

(3) 通訳者の専門性

発達障害に関わる通訳者は、発達、障害、福祉や教育に関わる一定の基礎知識がなければ、適正な通訳が行えないように感じている。今後は、基礎知識を学ぶための研修が必要である。

NPO法人 トルシーダの伊東浄江代表からは、豊田市にある外国人が多く居住する保見団地を拠点とした、日本の学校に通っていない外国にルーツをもつ子どもたちへの昼間安心していられる「居場所づくり」事業の概要と、そこから見えてくる発達支援に関係した問題が語られた。

トルシーダは、1990年代末から外国にルーツをもつ子どもへの支援活動を始めていたが、事業の充実を図るため2003年にNPO法人を設立。主として7歳から18歳頃までの日本の学校に通っていない子どもたち(外国人学校在籍児、不就学児、不登校児、来日直後

の子ども)を対象に、日本語の学習支援、様々な体験活動、進路などの相談活動を行っている。

対象児はブラジル系にとどまらず、ペルー、フィリピン、ベトナム、中国、ネパールなど多国に及び、西三河地区から名古屋市など広いエリアから通ってきている。

以前は、出稼ぎを目的に来日し、一定の収入を得ると帰国する家族が多かったが、近年は定住志向が高まり、子どもたちが日本社会の中で健やかに育ち自立できるための長期的な視点での支援が必要になってきている、とのことであった。

発達障害のある子の支援に関連する以下のような問題の指摘や提案がなされた。

(1) ブラジル人学校の教育と問題

日本への定住化が進んでいるにもかかわらず、学校では日本語の授業がほとんどないので、子どもたちの日本語力がなかなか向上しない。

また、日本の学校保健安全法の適用を受けないので、学校健診がない。そのため、様々な病気や障害が見逃される、発見が遅れる心配がある。

発達障害や知的障害が疑われる子がいるが、親は心配していない。保健所、専門の発達支援機関、医療機関とも交流がないので、どこに相談に行けばよいかわからない。

(2) 保護者の日本語力と情報提供

外国人の親は音声・書記言語いずれも不自由な人が多い。また、日本生まれの親も増加してきたが、日本生まれでも親もダブルリミテッドであることもしばしばである。そのため、文書での情報提供をする場合には、文字情報を少なくし、絵や図を多くするなどの工夫が必要である。

(3) 母子保健、保育の問題

新生児訪問事業（注：母子保健法第11条による事業、豊田市では「おめでとう訪問」と呼んでいる）を断る人が多い（叱られる気がする、などの理由）。また、乳幼児健診を受けない人も多い。外国人乳幼児を対象とした無認可の託児所に子どもを預けている人も多いが、自治体の保健師と接触がないので、心身の発達の問題に気付かれにくい。

3. 「外国にルーツをもつ障害児」が在籍する小学校への訪問調査

調査では、まず校長室で校長から学校の概要説明を受けたのち、特別支援教育の対象となっている児童の在籍する通常学級、特別支援学級を見学した。その後、同校に設置されている「豊田市外国人児童・生徒サポートセンター」を訪問し、豊田市における外国人児童・生徒への教育支援体制⁽¹⁾について説明を受けた。最後に、校長と「外国にルーツをもつ障害児」の支援課題について意見交換を行った。以下、調査のまとめと問題点について整理を行う。

(1) 保見小学校の概要

西保見小学校のある保見ヶ丘は、南米系を中心に外国人家族が多数居住する地区である。2017年10月1日現在の人口は7,138人、うち外国人が3,767人（52.8%）と半数以上を占めている。また、外国人のうちブラジル人が大多数（87.9%）を占めている（豊田市外国人データ集；豊田市経営戦略部国際まちづくり推進課による）。

西保見小学校の在籍児童と国籍は、児童総数、特別支援学級在籍児数ともに、外国籍児童が6割以上を占めている（表8）。児童総数に占める外国籍の内訳では、ブラジル国籍の児童が134人（89.9%）と圧倒的に多く、次いでペルーが12人（8.1%）、その他3人（2.0%）

であった。

表8 西保見小学校の児童

所属	日本人 (%)	外国人 (%)
全学級 N= 223	74 (33.2)	149 (66.8)
特別支援学級 N= 14	5 (35.7)	9 (64.3)

多数の外国人児童に対して、4人の専属の日本語指導員（通訳の資格はないが、高等学校以上の学歴で、豊田市学校教育課が面接し、採用した通訳・翻訳ができる外国人）が配置されており、また、多くの通常学級で学級運営補助員が配置されていた。

日本語指導員は、必要に応じ授業に加わりコミュニケーション等の支援を行うとともに、通訳・翻訳、子どもの相談、保護者の面接なども行っていた。

特別支援学級は、知的障害特別支援学級1学級（児童6人、うちブラジル人3人）、自閉症・情緒障害特別支援学級2学級（合わせて8人、うちブラジル人4人、ペルー人2人）であった。校長の話では、特別支援学級に在籍している外国人児童は、少人数で教育ができることもあり、通常学級の外国人児童より学校での適応は良いとのことであった。

療育機関である豊田市こども発達センターとの連携も良好であった。障害又は障害が疑われる外国人児童で保護者が日本語が不自由な場合には、診察や各種検査（知能検査等）には必ず通訳者を同行させていた。また、診察時には、必ず担当教師から書面で近況報告がなされていた。

障害の早期発見の機会として就学時健診も重要である。昨年度の就学時健診では、日本語とポルトガル語で簡易知能検査を実施したが、精密検査を必要とした児童は10人、そのうち7人は外国籍であった。

(2) 「外国にルーツをもつ障害児」の支援に関連する問題

外国人が多く住み、豊田市教育委員会も外国人児童・生徒の教育支援に力を入れていることもあり、支援体制はよく整備されていたが、以下のような問題が指摘された。

①養育環境の問題

両親とも昼夜の2交代勤務で子どもと接するゆとりがない、経済的に困窮した家庭も多く生活保護と就学援助を受けている児童も多い(100人、44.8%)、親がうつ病など病気のために十分に子どもの世話や療育機関等へ通わせられない、両親ともダブルリミテッドの状態であり家庭では宿題が教えられないなど、子どもの育ちに大きな影響を与える養育環境の問題が大きい。

外国人児童、ことにニューカマーの発達支援に取り組む場合には、家庭の経済・健康・言語など養育に関わる環境をよく把握し、実情に即した支援を展開することが求められる。

②行動や発達評価の困難性

子どもに規律が守れない、学業が不振である、知的発達が遅れている、言葉が遅れダブルリミテッド状態であるなどの問題がある場合に、その原因が発達の障害によるものか、養育環境による一過性の発達の遅れ・偏りなのか、判断が難しい。

発達障害の子どもも含め、子どもの言語能力・発達の評価に、文部科学省が作成した「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」(DLA: Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language)があるが、複雑であり活用に限界がある。外国人児童の発達の評価を適切にできるより簡便な検査法の開発と専門家の養成が必要である。

③通訳者・翻訳者の専門性

発達、関連諸制度、そして地域の事情をよく理解した通訳者、翻訳者の養成・確保が必要である。

最後に、校長は「外国人児童・生徒に対する教育は、特別な体系的で継続的な支援と合理的配慮を必要としている。その意味では外国人児童・生徒の教育は特別支援教育である」、と外国人児童・生徒の教育をまとめられた。

D. 考察

発達障害者支援法が2004年に成立して10年余り、新たな支援の対象と問題に対応すべく2016年に発達障害者支援法が改正された。今後、新たな支援の対象と問題をよく把握し、適切な支援を展開することが求められている。

新たな支援対象の1つに発達障害をはじめとする「外国にルーツをもつ障害児」がある。しかしながら、この新たな支援対象群については、各地で試行錯誤しながら取り組みがなされているものの、実態はほとんど知られていない。まとまった研究は、寡聞にして豊田市こども発達センターの調査⁽³⁾を知るのみであり、この問題に触れた論考は高橋⁽⁴⁾の小論があるのみである。

しかしながら、わが国の国際化に伴い在留する外国人は増加し、在留外国人(中長期滞在者及び特別永住者)は238万2,822人(2016年末現在;法務省「入国管理局統計」)に達し、これは名古屋市の総人口に匹敵する。出身国籍の上位5位は中国、韓国、フィリピン、ベトナム、ブラジルであるが、近年は、特別永住者の減少とアジアと南米からのニューカマーの増加が著しい。

在留外国人児童数(0~17歳)は245,993

人(2016年末現在;法務省「入国管理局統計」)、約25万人であり、在留外国人に占める割合は10.3%である。また、14歳以下でみると、対象年齢人口の1.3%を占め、77人に1人は外国人の子どもということになる。

国籍にかかわらず、父母の両方、またはそのどちらかが外国出身者である子どもについてみると、2015年に生まれた子どもは33,393人であり全出生児1,019,993人の3.3%を占めている(2015年厚生労働省「人口動態統計」により計算)。これは、出生児の約30人に1人は外国出身者の子どもであることを意味する。

本田⁽⁵⁾を研究代表者として実施された大規模な疫学調査によれば、未診断例も含めた発達障害の支援ニーズは小学1年生で少なくとも10%程度は存在するとしている。

発達障害の有病率・累積発生率が国や民族により差がないと仮定すれば、外国出身の親から生まれた子の中から、「毎年3,000人を超える発達障害の支援ニーズのある子が発生」していることになる。さらに、14歳以下の在留児では2万人、17歳以下では2万4千人を超える対象児がいることになる。今後、発達障害の領域において重点的に取り組まれるべき重要な課題と言えよう。

日本は、「児童の最善の利益」、「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」ことを謳った子どもの権利条約の締結国である。日本国籍の有無にかかわらず、障害のある子どもの発達を保障する体制を整備する必要がある。

日本で暮らす「外国にルーツをもつ障害児」と家族は、2つのバリアに直面する。1つは言うまでもなく障害ゆえのバリアであり、もう1つは異文化の中で育ち暮らすことによるバリアである。この2つのバリア、ことに後

者のバリアフリー化と合理的配慮をいかに図り進めるかが、「外国にルーツをもつ障害児」の発達支援と家族の子育て支援の鍵となる。

そのためには、まずは「外国にルーツをもつ障害児」の実態把握とそれに基づく支援策の取り組みが必要となる。

今回の全国的な実態調査等において、幼児期から学齢期の療育、保育、教育、生活の現場における実態の把握と問題点、今後取り組むべき課題が整理できたように思われる。以下、考察と提言を行う。

1. 家族と子どもの現状

今回の実態調査で明らかになったのは、以下の3点である。

(1) 親の国籍は多様である。

今回の調査で親の国籍は少なくとも16か国以上と多くの国に及び、多様であることが明らかになった。また、国別では第3位のアメリカ合衆国を除くと、ブラジル、中国、フィリピン、ネパールなど南米とアジアであり、いずれもニューカマー家族と考えられた。

山根⁽⁶⁾は、2017年に全国児童発達支援協議会が障害児通所支援事業所を対象に行った我々と類似の調査結果について分析をしている。

それによると親の国籍は38か国、国別では中国、フィリピン、ブラジル、アメリカの順であり、今回の調査と同様の結果であった。様々な言語・文化に対応したバリアフリー化と合理的配慮の推進が今後の課題となろう。

(2) 両親とも又は母親が外国人の割合が高い。

異国の文化・社会の中で暮らす場合のバリア、困難は、両親とも外国人である場合が最も高く、次いで通常は主養育者である母親が

外国人の場合が高いことが予想される。一方、母親が日本人であれば、文化やコミュニケーションのバリアはなく、社会資源についての情報の入手とアクセスも容易なこともあり、困難は最も少ないと考えられる。

今回の調査でも、母親が日本人であれば、外国人である父親との子育て観の違いから生じる問題は多少あるものの、支援上の深刻な問題は生じないとの結果であった。

これに対して、より困難性が高い母親が外国人の割合は、両親とも外国人を合わせて74%、約4分の3に達した。多くの外国人家族及び国際結婚をした家族が、異国での障害のある子どもの子育てで悩み、支援者も支援に悩んでいることが示唆される結果であった。

(3) 障害は、自閉スペクトラム症、知的障害が大多数を占める。

障害のある子に占める「外国にルーツをもつ障害児」の割合は8%であり、山根⁽⁶⁾の調査結果1.27%より遥かに高い結果であった。

主障害の種別についてみると、自閉スペクトラム症と知的障害で約90%を占めている。支援に関する取り組みを進める場合には、まずは2つの障害を中心に研究・研修を実施するとともに、外国人向けの啓発パンフレット等についても、まず両障害から始めることが妥当と言える。

2. 「外国にルーツをもつ障害児」及び家族への支援上の配慮

外国人集住都市会議の会員及び元会員都市では対象児も多く、外国人住民を包摂した多文化共生社会⁽⁷⁾の形成に向けた体制整備が積極的に進められている。その一環として、学校を含め、市役所や事業所等への通訳者の配置、住民サービスに関連した外国語版の行政

文書の作成等は充実していた。

しかし、その他の自治体にある事業所では様々な合理的配慮に相当する配慮・工夫を行っていたが、通訳者の配置・確保や外国語版の印刷物、文書の翻訳などについては甚だ不十分であった。これらは、「外国にルーツをもつ障害児」の支援に特有なコミュニケーションバリアの解消には要のサービスであり、政策的に対応すべき課題と考えられた。

日常生活上のバリアは、主に生活習慣、生活マナー、宗教、季節の行事、食生活に関するものであった。支援者は、出身国の生活文化が理解できる範囲内で配慮を行っていたが、他国の日々の暮らしを深く理解し支援に活かすことは極めて困難なことである。外国人の親の立場から見れば不十分なことも多々あることであろう。

「外国にルーツをもつ障害児」の利用者主体の支援を考えると、「出身国の生活文化を踏まえた支援」という視点は重要である。今後は、支援の前提となる出身国の子ども観、子育て観と方法、障害観、生活文化等についての学習の機会の提供や学習書の出版も必要となろう。

しかしながら、根本的な問題は各出身国(ことに開発途上国)の最新かつ正確な現地情報の不足にある。この問題を解決しなければ、「外国にルーツをもつ障害児」と家族に対して、その出身国の文化(暮らしや価値観)を踏まえた利用者主体の支援の実現は不可能であろう。

3. 「外国にルーツをもつ障害児」支援上の問題と課題、行政への要望

アンケート調査、ヒアリング調査、小学校への訪問調査を通じて共通した問題が指摘された。

第1は、通訳や翻訳などコミュニケーションの問題である。第2は、生活文化の違いによる問題である。第3は、障害の発見や発達評価の困難性の問題、そして、第4は外国人家族であることによる個別的で多様な環境要因（貧困、家族関係、親の病気等）であった。

(1) コミュニケーションの問題

最も重要な問題の1つはコミュニケーションと、それに起因する各種住民サービスの利用に関する問題であった。

障害の理解、子育ての支援、サービスへのアクセス、福祉サービス利用時の契約などあらゆる局面でコミュニケーションは前提となる。通訳者、ことに障害、発達、関連社会制度とサービスに通じた通訳者が得られないことは共通した悩みであった。

また、母子保健、障害、教育等に関わる行政サービスや制度に関する住民向けの情報冊子、障害福祉サービス利用時の契約書等については、なるべく多くの言語に翻訳されることを求めている。

(2) 生活文化の違いに伴う問題

もう1つの重要な問題は、生活文化の違いに伴う、支援者の戸惑いであった。

発達支援と子育て支援にとっては、生活習慣及び子育て文化の違いは大きな影響を及ぼす。ことに、生活リズム、時間感覚、生活習慣、子育ての目標、子どもの育児法、障害観等については、出身国の実情を理解することが必要であり、そのような学習の機会を求めている。

(3) 障害の発見、発達評価の困難性

子どもの発達は素因と環境の相互作用によって成り立つと考えられている。したがって、子どもが標準的発達からの遅れや逸脱を示す場合に、それが子どもの知的障害や発達障害によるものか、家庭の養育環境や文化や

社会環境に起因するものか判断が必要となる。

同じ文化や社会環境を共有している場合には、その判断は容易であるが、外国人の場合には、その文化における標準的な行動、子育て課題の優先順位、基本的生活習慣を習得する時期も異なることも多く、判断は困難となる。また、評価には本人及び家族とのコミュニケーションが前提となるため、情報の聴取にも困難が伴う。加えて、評価に用いる発達検査や知能検査の検査項目も、各文化の中での行動、発達過程を基準に標準化がなされているが、それが外国人の子どもにも適用できるか否か、少なくとも日本には信頼できる研究はないようだ。支援の現場で保健師、保育士、療育者、心理士等が頭を抱えるのも当然である。

また、この問題には、もう1つ制度利用の問題が存在することも明らかになった。外国人の親は、日本の母子保健サービスについての知識も乏しいため、乳幼児健診を受診しないことも多く、外国人学校には学校保健安全法が適用されないため、各種疾患、障害の発見の機会でもある学校健診が実質的に行われておらず、それを補完する行政的対応も欠けている。

「外国にルーツをもつ障害児」の評価法についての研究、バイリンガル心理士の確保、外国人学校と地域保健、障害児支援に関わる機関等との連携が取り組み課題として挙げられていた。

(4) 家族の環境的要因

家庭の貧困、親の心身の病気、親のダブルリミテッド、労働条件や給料のよい仕事を求めての突然の転居など、子どもの養育及び発達に悪影響を及ぼす要因が重なっていることが多いのも「外国にルーツをもつ障害児」家

庭の特徴である。家庭の経済、健康、言語等の状況をよく把握し、各家族の実情に即した支援の展開が求められる。

しかしながら、このような多くの問題を抱えた家族の支援にはチームで対応することが必要となる。そのためにも、関係者・関係組織の連携強化が重要となろう。

4. 当面の取り組み課題について（提言）

3つの調査を通じて明らかになった「外国にルーツをもつ障害児」の実態と支援上の問題を基に、今後取り組むべき課題についてまとめる。

（1）発達障害者地域支援協議会等での周知と課題化

現在のところ、「外国にルーツをもつ障害児」が利用する事業所等は限定されており、利用児も少数であるところが多い。1事業所、1市区町村で「外国にルーツをもつ障害児」支援上の諸課題に取り組むことは、極めて困難であり、広域的対応が求められる。都道府県等の発達障害者地域支援協議会等で実態を把握・共有するとともに、問題の解決に向けて取り組む必要がある。

そのためにも、まずは、都道府県等における発達障害者支援の中心的組織である発達障害者支援センター職員の全国的な研修会等で「外国にルーツをもつ障害児」の現状と課題の共有を図る必要がある。

（2）多国語版の契約文書、障害啓発冊子、福祉・教育情報等の提供

障害のある子及び家族が福祉・医療・教育等の社会資源を有効に活用できるためには、適切に情報が届くことが前提である。発達障害、乳幼児健診、障害児福祉関連のサービス、特別支援教育等に関する情報が、文字や映像など様々な媒体を活用し、対象児の多い言語

から順次、それぞれの母国語で提供される必要がある。また、指定通所支援事業関連の契約文書についても、同様に多言語で対応する必要がある。

（3）支援法の研究・開発、研修の実施

「外国にルーツをもつ障害児」支援の取り組みについては、対象児が少なく、散在化していることもあり、経験の蓄積に欠ける。支援方法について研究が必要である。研究にあたっては、各出身国の研究者との共同研究が、各国の子育て文化を踏まえた適切な支援法の開発には必要かつ有効であろう。また、研究の成果を積極的に研修に活用し、「外国にルーツをもつ障害児」支援についての普及啓発を図る必要もあろう。

研修については、経験を持ち寄り事例検討を行うことも効果的である。出身国の実情についての学習も研修の重要なテーマであるが、その中には生活文化、子育て観と方法、障害観、障害児福祉・教育・医療の現状等が含まれていると実践的である。

利用者主体の支援を学ぶには、外国人の親を講師に招き、体験談や要望を聞くことも、良き研修の機会となろう。そのような取り組みの中から、「外国にルーツをもつ障害児」の親同士の交流の機会や組織が生まれることも期待したい。

（4）通訳者等の確保、通訳者等に対する発達障害者支援研修の実施

医療の世界においては、適切な医療提供の障壁となっているコミュニケーションバリアの解消に向けて、外国人医療通訳者の養成がなされ、その専門性の向上に向けた取り組みが本格化しようとしている。

障害児・者支援の領域における通訳者、翻訳者についても、同様の取り組みが必要である。ことに、ニューカマーに関わる通訳者、

翻訳者の大多数も外国人であることを勘案すれば、発達障害者支援に関連した日本の関連社会制度・サービス、障害や発達についての基礎知識を修得した通訳者・翻訳者の養成を図る必要がある。そのためには、オンライン研修を含めた専門研修の実施が必要である。

(5) 発達評価法の研究・開発

母子保健、福祉、医療、教育のいずれの領域においても最も困っている問題の1つは子どもの発達及び能力を評価することの困難さである。

障害の発見と診断、子どもの発達や学力を正確に評価するためにも、各種評価法の研究・開発も中長期的な重要な課題である。この領域の研究についても、出身国の研究者との共同研究が望まれる。

(6) 出身国（開発途上国含む）の現地情報集約システムの確立・定期更新

「外国にルーツをもつ障害児」と家族への利用者主体の支援を実現するためには、出身国の関連情報を収集し広く活用できるシステムが必要である。常に現地の最新情報を集約・発信でき、また全国からの問い合わせに対応できるナショナルセンターの整備が望まれる。

(7) バイリンガル心理士の確保

子どもの発達評価に用いる各種心理検査は日本語である。心理検査を行う場合には、日本語と母国語に通じたバイリンガル心理士が実施することが望ましい。人材の確保の困難性を勘案すれば、広く都道府県単位で確保し対応することが現実的であろう。

(8) 予算的対応

コミュニケーションバリアの解消に必須の通訳者及び翻訳者の確保には、多額の人件費を要する。何らかの公的な予算的措置（通訳加算等）が望まれる。

(9) 「外国にルーツをもつ障害児」の有病率の把握

支援を進めるための基礎資料として対象障害（発達障害、知的障害等）の有病率の把握は重要である。「外国にルーツをもつ障害児」について正確な有病率調査を行い、今後の支援計画に生かしたい。

E. 結論

全国の指定障害児通所支援事業所、保育所等を対象に「外国にルーツをもつ障害児」の実態調査を実施した。また、「外国にルーツをもつ障害児」支援関係者へのヒアリング調査、外国人児童（障害児含む）が多数通う小学校への訪問調査を実施した。

3調査を通じて「外国にルーツをもつ障害児」の実態と今後の課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた提言を行った。

謝辞

アンケート調査にご協力いただいた事業所、保育所、各市の関係者の皆様にお礼申し上げます。また、ヒアリング調査にご協力いただいたNPO法人国際社会貢献センター ブラジル教育支援プロジェクトスタッフ 柴崎敏男氏、中南米コーディネーター 森 和重氏、NPO法人 トルシーダ代表 伊東浄江氏、豊田市立西保見小学校校長 平吹洋子先生にお礼申し上げます。

本調査については、法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科准教授 佐野竜平先生にも開発途上国の視点からの有益な助言を頂きました。深謝申し上げます。

F. 引用文献

1) 高橋 脩：地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態に関する研究～豊

田市における実態と課題～. 平成28年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）発達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と支援内容に関する研究（研究代表者 本田秀夫）, 83-117, 2017.

- 2) 柴崎敏男：在日ブラジル人児童の心の支援 外国につながる子どもたちの「育てられる権利」を守る. 川村千鶴子(編著), いのちに国境はない 多文化「共創」の実践者たち, pp. 147-162, 慶応義塾大学出版会, 東京. 2017.
- 3) 豊田市こども発達センター：豊田市における外国人障がい児の現状と課題に関する調査報告書. 2010.
<http://www.fukushijigyodan@city.toyota.aichi.jp>
- 4) 高橋 脩：発達障害のある子と家族. 荒牧重人他（編）, 外国人の子ども白書 権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から, pp. 77-79, 明石書店, 東京. 2017.
- 5) 本田秀夫：発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実施と評価. 厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実施と評価 平成25年度～平成27年度総合報告書（研究代表者 本田秀夫）, 1-21, 2016.
- 6) 山根希代子：全国児童発達支援協議会による事業所実態調査「外国人ルーツをもつ児童についての項目」についての分析, 2017. (未発表)
- 7) 総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～. 2006.

G. 研究発表

研究分担者、研究協力者の研究発表については、それぞれの担当自治体報告書に記載されているので省略した。各報告書を参照されたい。

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

資料1 外国にルーツをもつ障害のある子どもの調査

調査年月日：2017年 月 日

調査対象施設名： _____

対象施設種別（いずれかに○）：児童発達支援センター、医療型児童支援センター、
それ以外の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所

調査対象者氏名（職種）： _____

調査実施者氏名（職種）： _____

1. 利用または通所（保育所）している子ども（2017年10月1日現在、以下同様）

年齢	人数（*）	男（*）	女（*）
乳児	（ ）	（ ）	（ ）
幼児	（ ）	（ ）	（ ）
小学生	（ ）	（ ）	（ ）
中学生以上	（ ）	（ ）	（ ）
合計	（ ）	（ ）	（ ）

*各項目のうち、外国にルーツをもつ子どもの人数をご記入下さい。

2. 障害のある子どもについて

年齢	人数（*）	男（*）	女（*）
乳児	（ ）	（ ）	（ ）
幼児	（ ）	（ ）	（ ）
小学生	（ ）	（ ）	（ ）
中学生以上	（ ）	（ ）	（ ）
合計	（ ）	（ ）	（ ）

*各人数のうち、外国にルーツをもつ子どもの人数をご記入下さい。

(8) 給食（イスラム教徒、ユダヤ教徒への配慮など）

（あり：

、なし）

(9) その他の配慮

6. 外国にルーツをもつ障害のある子ども及び家族への支援等で困っていること

7. 外国にルーツをもつ障害のある子ども及び家族への支援に関する行政（市区町村、都道府県、国）への要望

ご協力、まことにありがとうございました。

お願い

1. 対象となる「外国にルーツをもつ子ども」とは

父母（養育をしている義親含む。以下、同様）の両方、またはそのどちらかが外国籍の子どもをいいます。

2. 本調査で対象となる「障害」とは

発達障害（発達障害者支援法による）と知的障害であり、疑いのある子どもも含めてください。

3. 障害名について

自閉スペクトラム症には、自閉症、広汎性発達障害、特定不能の広汎性発達障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム障害と診断されている子どもも含めてください。

また、注意欠如・多動症には、注意欠陥・多動性障害、ADHD、多動症候群と診断されている子どもも、限局性学習症には学習障害、LDと診断されている子どもも、それぞれ含めてください。

資料2 「外国にルーツをもつ障害児」及び家族への支援等で困っていること

1. 発達及び子育て支援と文化の問題 (21件)

- ・文化のちがい(子どもへの厚着、朝シャワーで結局風邪をひきやすい、など)(放課後等デイサービス事業所)
- ・小学校に行くまで哺乳瓶で飲むという習慣に戸惑う(児童発達支援事業所)。
- ・朝食を食べずに来所していくことがある(朝食をきちんと食べてくるようにご家族に話している)。もし、自宅で朝食を食べさせることが難しい場合は、パンを事業所に持ってきてもらうように伝えることもあるが、その際、お菓子を持ってこられるご家族があるため、お菓子は朝食にならないことを伝えている(放課後等デイサービス事業所)。
- ・母は連れてくる時間や行事への参加も気まぐれで、肉のみを食べさせたりするので支援が難しい(児童発達支援事業所)。
- ・「10時に来てね」、と言うと、10時台に来てしまう(児童発達支援事業所)。
- ・平然と、時間を守らないことや、連絡無く利用日に休むこと、迎えにいくと不在であることがあるため苦慮している(放課後等デイサービス事業所)。
- ・連絡が不明になりやすいこと(生活が不安定なためと思われる)(児童発達支援事業所)。
- ・子どもの育ちのために、子どもが楽しんで通うことが出来れば良いとのポジティブな認識で通所しているが、時間にルーズな面があり、療育開始に間に合わない、迎えに間に合わないことが多々ある(児童発達支援事業所)。
- ・トラブルの背景に人種や文化差が影響すること。体臭、給食(豚肉・牛肉など)が食べられない、お弁当文化がなくおかずの違い、体感温度の違いなどがあった。特に、お茶をこぼした際に、日本人の子どもは火傷しなかったが、ブラジル国籍の子どもは酷い火傷(皮膚のただれなど)になった(放課後等デイサービス事業所)。
- ・『子育て観』が異なっており、出身国では、5歳(定かではないが)までは、服の着脱や食事や排せつなどは全て母親が世話をする文化であり、当事業所では、子どもの身辺自立(服の着脱なども)を促すことに困惑している。母親は、一時帰国する際に、子供が自立していると母親が世話をしないことを批判されることを心配しており、また、自身も世話をしないことに負い目を感じている。そのため、子どもの身辺自立が進んでいくことの喜びを共有できない悩みがある(児童発達支援事業所)。
- ・知的障害、自閉症の子ども達対象の園なので、他の日本の子ども達と同様に、日本文化の中で、分け隔てなく療育を積み重ねてきている。生活リズム・日常生活動作等。しかし、母国の文化でたっぷり食べる、というのがいいのか、食事の量の制限に関しては、なかなか同意を得ることが出来ず、6歳の夏時点で21kgと大きな身体の児であり、行動を制止する際に、大人の肋骨にヒビが入るほどのパワーがある。今は、母国に帰国して治療を受けているので、その後どの

ような体重になっているのか…心配である（児童発達支援センター）。

- ・ある国の方は厳しくしつけをしてほしいという要求もあり、「先生たちやさしすぎる。勉強をもっとさせればおこりになっていく」などと言われることもある。一方で別の国の人にはゆるく、「大きくなれば言葉も覚えていく、今はまだ小さいから。」というような感じ（保育所）。
- ・教育、文化、しつけに対する考え方（厳しくしつける、たたいて教えるなど）（保育所）
- ・外国籍の方だからという点なのかは不明だが、父が子どもや母に優しく、仕事を休んでお出かけや通院、母のリフレッシュのために等、欠席することも多く、療育が積み重ねづらいこともある。しつけのスタンスなど子育ての感覚が日本と違うこともある。しつけの部分、生活づくりの部分で、どう園の側の様子をつたえ、家庭内での実践をするかということに難しさがある。文化の違い（クラス全員にプレゼントしたがるなど）（児童発達支援センター）。
- ・園では排泄などもできてきているが家ではおむつ使用、英語の動画ばかりみている（そのため両親はポルトガル語中心、子どもに対しては日本語、施設でも日本語だが英語が一番通じるとのこと）など、今後の就学を見据えて園と家とでおなじ目線で療育していくのが難しい。医療にもつながり、病院の言語療法にも通っており、情報交換しながらやっている（児童発達支援センター）。
- ・文化の違いもあり、家庭でどの程度、協力していただけるかなど戸惑うことがある（児童発達支援センター）。
- ・外国人お父さんは、しつけに厳しい印象があり、お母さんも悩んでおり、文化の違いを感じる。例えば、食事の立ち歩きは絶対に許さない。痲癩を起したら、理由も聞かず、その場から立ち去る。子どもの気持ちを受け止めてほしいと思うが、アドバイスが難しい（児童発達支援センター）。
- ・家庭での母国語のみでの生活が心配（保育所）。
- ・父は英語、母は日本語と英語、本児は日本語でコミュニケーションという状況で、父と本児の日常でのコミュニケーションが、非言語又は通訳が主であるため、会話が弾まず父の育児意識が育ち辛い（放課後等デイサービス事業所）。
- ・日本人の母は日本で安定した生活をしたい、アメリカ人の父はアメリカに連れて行きたいなど両親の考えに差があることもあり、支援が難しい（保育所）。
- ・一時帰国して日本へ帰ってきた時に、該当児の“こだわり”が顕著になる（保育所）。

2. 通訳・コミュニケーションの問題（19件）

- ・通訳がない。いても制度の理解まで及んでいないので細かいことが伝わらない。日本語が話せても文化や考え方が違うなど（こちらができないことに対して怒られてしまうなど）。こちらの意図やルール、システムを理解してもらうのが大変（児童発達支援事業所）。
- ・通訳：通訳者も障害・療育のことを理解できていないと誤って訳されてしまい、伝わり

にくいことを実感している（医療型児童発達支援センター）。

- ・言葉と制度を両方がわかる通訳がない（保育所）。
- ・一人の通訳者が、継続的に経過も分かって、通訳してくれるとベストだが、一人の確保は困難なため複数人になることでより伝わりにくい（医療型児童発達支援センター）。
- ・会議などでも通訳が入ると30分で10分の1くらいの内容しか話せない（放課後等デイサービス事業所）。
- ・通訳が常勤でないため、すぐに保護者と話したいときに、伝えづらいことがある。コミュニケーションがとりづらい（どんな言葉をかければ、気持ちをくんだり、伝えたりできるのかわからない）（保育所）。
- ・複雑な話が伝わりにくい（必要なことを通訳を介して話していても、本当にこちらの意図が伝わったのかわからないときがある（児童発達支援事業所））。
- ・市役所の通訳は常勤でないため、3年に1度の交代がある。そのため、指導員の伝えた内容がきちんと親御さんに伝わっているか不安がある（児童発達支援事業所）。
- ・通訳を事業所に配置することは難しく、必要な際には、市役所に在籍する通訳者（ブラジル人）をお願いすることになる。しかし、通訳の利用に対しては、10日～1週間前の事前予約になるため、その時々での日常的な報告をはじめとしたスピーディな伝達ができないことや、予約しても市役所の窓口まで行かないと利用できないという‘制約’があるため、なかなか活用できない（放課後等デイサービス事業所）。
- ・外国語対応ができて療育のできるスタッフがないこと（福祉事務所）。
- ・問題なのは保護者とのコミュニケーション、保護者の精神保健への支援や障害理解を促す支援に苦慮する。日本語で会話ができない保護者には通訳が必要。子どもは遅れのあるASD児であれダウン症児であれ、視覚支援・構造化を図ることで言語が違ってても大きな問題はなく支援ができる。（医療型児童発達支援センター）。
- ・受診などでも片言の日本語で、微妙なニュアンスが伝わらない。通訳を介しても今度は発達に関するニュアンスが通じないことも多い。インドネシア語の方もいて身内に頼っていたが上手く伝わらず日本語学級のボランティアに依頼している。当初はコミュニケーションが難しかったが何回か相談を重ねるうちにだんだん理解されるようになった（保育所）。
- ・児の様子を十分に伝えられない。家庭での様子を十分に聞き取る事が出来ない。保護者からの協力の要請が出来ない（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所）。
- ・お母さんは日常会話を日本語でできる方ですが、子どもの状況やその都度伝えたいことを説明してもなかなか伝わりにくかった（児童発達支援センター）。
- ・個人懇談で細やかな支援方法が伝わりにくい（放課後等デイサービス事業所）。
- ・「障害の疑いがあること」をうまく伝えられない。保育園での支援と家庭での支援が連携しにくい（保育所）。

- ・微妙なニュアンスが伝わりにくい（医療型児童発達支援センター）。
- ・いつも、にこにこして「はい」と言われるが、どこまで解っているか、分かりづらい（児童発達支援センター）。
- ・インターネット上で見つけた翻訳機能を用いて手紙を書いたりすることもあるが、どうしても直訳になってしまうため、事業所の真意や細かいニュアンスが伝わりづらい（放課後等デイサービス事業所）。

3. 制度理解と利用の問題（10件）

- ・障害福祉制度の理解が不足している（福祉事務所）。
- ・母が日本語を話せないケースは大変で、制度の理解などが難しい。しかし、外国にルーツの親は、障害にこだわらず、おおらかで、「それくらいなら大丈夫ですよ」というスタンスの親が多い印象。（児童発達支援事業所）。
- ・文化の違い、健診って何のこと？というレベルのこともある（保育所）。
- ・健診の必要性や予防接種や感染症の知識がないなど（保育所）。
- ・外国籍だと、赤ちゃん訪問や乳幼児健診などで漏れることもあった（保育所）。
- ・就学に対する対応に苦慮する（保育所）。
- ・サービスの意味を良く理解していない。療育の場所と言うより、保育所と思っている（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所）。
- ・家族の中での問題意識や困り感も少ないため、自ら困って相談に足を運ばなかったり動かない家族が多く、必要な子ども・家族に支援が行き届かない（放課後等デイサービス事業所）。
- ・外国籍向けの福祉サービス事業所が足りない（児童発達支援センター）。
- ・外国籍の方は障害が疑われても医療や支援につながりづらい（そのため、園として加配も受けられず、親とのコミュニケーションにも手間がかかることになる）（保育所）。

4. 発達評価の問題（4件）

- ・集団の様子で明らかに気になっても、外国語だと言葉の発達のレベルがわからないので、どの程度の発達レベルかがつかみきれない。就学相談などの面接だけでは把握されないこともある（児童発達支援事業所）。
- ・言語の問題か発達の問題かがわかりにくい（児童発達支援センター）。
- ・集団の中で当初は言葉の遅れできづかれ言語の問題かと思っていたら、母国語もたどたどしいことから知的、発達障害に気づかれることもある（保育所）。
- ・検査に関して：そもそも「人差し指をさして」、みたいな指示をしても、ポルトガル語においてはそのような指の名称はなさそうなので（裏付けは取っていない）、通訳を介して実施した検査結果が、どれくらい正しく再現性があるのかわからないと思う（保育所）。

5. 家庭環境、暮らし（4件）

- ・母子家庭の方も結構いるが、パートナーもいたり、いろいろ事情があったりして支援が難しい（保育所）。
- ・収入が不安定で親の就労が必要なため、重度ASDの子どもを療育に通わせられない家庭がある。母子家庭、両親ともに国籍が違う、ステップファミリー、収入不安定など多様な支援が必要な家庭が増えつつある印象（児童発達支援センター）。
- ・ご両親の方々は日本語がわからない方々が多いので、特に学校の宿題をデイサービスで全て終わらせないといけない。残ったまま家へ持ち帰るとご両親がわからないので、家では宿題をしなくなってしまう（放課後等デイサービス事業所）。
- ・引っ越しが多く、所在が分からなくなることも多い。利用料金未払いのまま引っ越して所在不明になる場合もあり、苦慮している（放課後等デイサービス事業所）。

6. 親同士の交流の問題（3件）

- ・細かな文化の違い：宗教や生活習慣の文化以外に、同じ国であっても階層の違いがあり、保護者同士繋がれないことがある。異国で孤独になりがち、分かり合える仲間づくりができれば良いと思うが単純ではなく難しさを感じる（児童発達支援事業所）。
- ・外国籍の母親自身の就労継続を支援することが必要である。子ども自身は地域の園に通い、学校に通うが、母親が日本文化との交流機会が少ないため、家庭での母子の生活が安定しないことがある（児童発達支援事業所）。
- ・療育が必要な子どもをもつ外国籍の母親の会など集いの場の創出（児童発達支援事業所）。

7. 文書の問題（2件）

- ・書類の関係が大変。日本語の理解が出来ず、契約等が大変である（放課後等デイサービス事業所）。
- ・行政からくる、提出しなければならない書類の内容がわからないらしく、よく質問をうける（放課後等デイサービス事業所）。

資料3 「外国にルーツをもつ障害児」及び家族への支援に関する行政 (市区町村、都道府県、国) への要望

1. 通訳 (15件)

- ・一番困るのはコミュニケーションなので、その支援が一番必要 (医療型児童発達支援センター)。
- ・通訳があると、気持ちをもっと深く理解できるように思う (児童発達支援センター)。
- ・発達障害の知識をもつ通訳者の派遣が市町村であるとありがたい (医療型児童発達支援センター)。
- ・通訳の無料派遣 (医療型児童発達支援センター)。
- ・公費での通訳の派遣 (保育所)。
- ・必要に応じて、通訳者の派遣や配布文書作成のための翻訳者等が必要 (医療型児童発達支援センター)。
- ・必要に応じて通訳の派遣をお願いしたい (保育所)。
- ・日本での滞在期間が少ない父母の場合、通訳等の支援があると伝わりやすい (保育所)。
- ・一定の割合で外国籍が多い地域で継続的に通訳が必要な場合、障がい児の在籍の有無にかかわらず、無条件に通訳を一定数配置する仕組みがあるとありがたい (児童発達支援センター)。
- ・必要に応じて、通訳者の派遣や配布し文書作成のための翻訳者等が必要 (医療型児童発達支援センター)。
- ・国別の通訳を増やしてほしい (放課後等デイサービス事業所)。
- ・通訳のできる語学指導員を増やしてほしい、ポルトガル語のほかに英語、中国語など (保育所)。
- ・通訳の人の数が少ないので増やしてほしい (児童発達支援事業所)。
- ・施設見学及び契約、その他の重要な連絡事項について通訳をお願いしたいが、制約があるため利用者・事業者双方が十分に意思を伝える事が出来ない。通訳をお願いしても、時間・日数を必要とし伝えるべき、伝えたい事が伝えたい時に伝えられないもどかしさを感じる。通訳に関して言えば、行政は柔軟に対応してほしい (児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所)。
- ・外国籍の子どもの福祉ニーズは、当市に限ったことではなく、他の市町村のニーズも対応している現状がある。現在、県内の通訳者ネットワークがある訳でない (知らないだけかもしれないが)。県での通訳者 (登録リスト) バンクを設置して、他の市町村ニーズに対応できる仕組みづくりを望む (市国際交流担当職員)。

2. 多言語による文字情報の提供、文書の翻訳など (11件)

- ・自閉症スペクトラムの障害説明がある外国人向けのパンフレットの作成 (医療型児童発達支援センター)。

- ・日本文化を学ぶための行事ごとに対するQ&A集を望む。例えば、「学校へ持参する弁当の中身」、「遠足の準備物」など、日本特有の文化に対する相談ニーズが多い。各学校、各園単位で対応するのは、学校内で外国籍の児童家族への対応の温度差が発生していくために行政として、「よくある質問Q&A」を発行していく必要がある（市国際交流担当職員）。
- ・サポートファイル等、行政から出るものに対しては、少なくとも多言語対応をしてもらいたいと思います（放課後等デイサービス事業所）。
- ・就学や制度の説明など多言語の案がほしい（保育所）。
- ・支援に関する情報をポルトガル語等外国語で得やすい環境を整える（放課後等デイサービス事業所）。
- ・行政刊行物・配布物の外国語版の普及、事業所が保護者に手渡す配布物の翻訳サービス（医療型児童発達支援センター）。
- ・翻訳された各種手続き書類を用意してほしい（児童発達支援センター）。
- ・県レベルの療育手帳の取得、障害福祉サービスの受給のための申請書類（記入例や記入マニュアル）が翻訳されていないため、サービスの利用が制限されている現状がある。通訳者が申請のために同行して、記入支援をおこなっているため、申請書等は翻訳されることを望む。また、同時に、障害者手帳を取得することで受けることが出来る国レベル、都道府県レベルの行政サービス等の案内文書が翻訳されることを望む。ある事例は、身体障害のある子どもの家を新築するとき移動するための機器の貸し出しが可能なのかが記されておらず、機器貸し出しのみに時間的な労力を要した（市国際交流担当職員）。
- ・翻訳ができるボランティアを派遣できるシステムをつくってほしい（医療型児童発達支援センター）。
- ・必要に応じて、通訳者の派遣や配布文書作成のための翻訳者等が必要（再掲）（医療型児童発達支援センター）。
- ・翻訳機の貸し出しができるようお願いしたい（医療型児童発達支援センター）。

3. 行政サービスの充実と利用の促進（11件）

- ・市町村が自ら地域の社会診断を行い、地域特性の実情に合わせた外国籍家庭への支援を組み立て、通訳を派遣する等の仕組みを国が定め予算補助を行ってほしい（児童発達支援センター）。
- ・総合的に相談できるところがほしい。医療機関も英語対応可というところもあるが、発達をふくめてきめ細やかな対応が難しい。英語のWISCなども民間で取れるところもあるが、自費で30万円ほどかかるなど高額（保育所）。
- ・外国籍の方の支援に行政において間に入る人（コーディネーターのような人）を配置していただけたらうれしい（児童発達支援センター）。
- ・いろいろな書類をただ自宅に送るだけでなく、内容についてもサポートしてほしい（放課後

等デイサービス事業所)。

- ・子どもに関しては問題ないが、親をサポートできる人を行政のコストでお願いしたい(放課後等デイサービス事業所)。
- ・様々な手続きなど知らず知らずに過ぎていることがあり、困っている状況があったら丁寧な働きかけや確認につながる方法があると良いと感じる(児童発達支援センター)。
- ・健診の受診を勧めてほしいなど(保育所)。
- ・外国籍の永住者の子どもが多くいる(日本語教育が義務化されていない)ため、日本語教育のためのボランティア(学校のクラブ時間帯、学童クラブの時間帯など)制度の導入を望む。また、両親が宿題を手伝えない(日本語が話せない)ため、外国籍の方への教科学習のサポートの制度化も望む(市国際交流担当職員)。
- ・療育基盤として、日常生活を支える生活支援者が必要な場合もある。留学生の場合は、経済的な支援が必要なケースもある(医療型児童発達支援センター)。
- ・市への要望：市役所勤務の通訳者がSNS等で催しをキャッチして、園長が該当の家族に発信しているが、私立の園長会への啓発が少ないため、実施してほしい。保育実践の情報交換のテーマに『外国籍の方への保育』があっても良い。市内は、いずれの園にも1名は在籍しているため、保育者同士の情報交換が必要である。保育士や栄養士等の職員も外国籍の方の受け入れに何らかの不安を持っており、その不安を発信できる先や情報交換の場所が必要(保育所)。
- ・県への要望：通訳者の情報や催し(外国籍の方が集える場など)は、全園へのメール発信のほかに、県保育協議会→市保育協議会→園長のルートでの情報発信が必要である(保育所)。

4. 文化の相互理解(4件)

- ・外国籍の方を受け入れるにあたって、療育担当者が事前に外国の習慣、文化を学ぶ研修機会が必要である。日本であたり前(お辞儀をするなど)との押し付けになっている可能性もあり、療育目標等の説明と同意のプロセスにおいても、互いに習慣や文化を理解していくことが必要であると感じている(放課後等デイサービス事業所)。
- ・日本文化を学ぶための行事ごとに対するQ&A集を望む。例えば、「学校へ持参する弁当の中身」、「遠足の準備物」など、日本特有の文化に対する相談ニーズが多い。各学校、各園単位で対応するのは、学校内で外国籍の児童家族への対応の温度差が発生していくために行政として、「よくある質問Q&A」を発行していく必要がある(市国際交流担当職員)。
- ・当市では、日本国内で永住することを見通して、子育てが求められており、事業所を越えて、保護者同士の座談会の設定や、交通ルール、標識の意味の理解、公共交通機関の利用、通貨の理解学習など体系的な日本文化などの療育目標を設定していくことが必要である(再掲)(放課後等デイサービス事業所)。
- ・当該国の文化についてのコーディネーション(医療型児童発達支援センター)。

5. 連携（2件）

- ・外国籍の方が利用している事業所の把握と事業所同士での情報交換の場が必要。例えば、自立支援協議会療育部会の会合等で、外国籍の方への配慮や母親支援の内容等を情報交換したい（児童発達支援事業所）。
- ・当事業所で作成している個別支援計画は、平易なひらがなで表記しているが、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画は、漢字で表記されているため、母親は理解できてない可能性が高く、事業所間の意識共有が必要である（放課後等デイサービス事業所）。

6. 自助グループ（2件）

- ・外国人（障害児をもつ）の集まれるコミュニティーの場（医療型児童発達支援センター）。
- ・外国人を父母にもつ親子の集まりなど企画すると、気楽に交流の機会がもてると思う（パパクッキング教室など）（児童発達支援センター）。

7. その他（1件）

- ・宗教上の利用で給食ではなくお弁当対応しているが、栄養士が衛生上の保管や偏食相談等にもかかわっている。しかし、加算の対象外になっているため、認めてもらえればと感じる（児童発達支援事業所）。